

赤穂市産後ケア事業安全管理マニュアル

令和 7 年 3 月

赤穂市

目 次

	ページ
はじめに	1
1 安全に関する留意事項.....	1
2 産後ケア事業実施担当者による虐待等と疑われる事案を確認した場合の対応・3	3
3 重大事案等発生時の対応.....	3
4 様式.....	6

・産後ケア事業 事案等発生時報告様式

・教育・保育施設等事故報告書

はじめに

産後ケア事業は、母子保健法第17条の2第2項に基づき、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援することを目的とする。

本マニュアルは、こども家庭庁が作成した「産後ケア事業ガイドライン(令和6年10月改訂)」に基づき、赤穂市が委託する産後ケア事業を実施する各施設において、産後ケア事業を安全に提供できるよう、安全管理に関する留意事項を定める。

1 安全に関する留意事項

産後ケア事業の実施に当たっては、母子への安全面(窒息や転倒・転落等)について十分な配慮が求められる。事業者は、本マニュアルを踏まえ、日頃から緊急時における対応について準備・対策を講じるものとし、賠償責任保険に加入するものとする。

また、事業者は、兵庫県が実施する産後ケア事業集合契約に参画の際に提出した「産後ケア事業確認書」を遵守し、実施に当たっては、母子への安全面(窒息や転倒・転落等)について十分な配慮を行うこと。

(1) 事故防止及び安全対策

リスクの高い場面(児の睡眠中や、寝返りやつかまり立ちができる月齢の対応をする場合等)で留意すべき点を明確にすること。

- ・乳幼児突然死症候群(SIDS)予防の観点から、仰向けに寝かせる。
- ・窒息事故防止のためにベビーベッド等に寝かせ柵を常に上げておく。
- ・敷布団・マットレス・枕は固めのものを使う。
- ・ぬいぐるみ等口や鼻を覆ったり、首に巻き付くものは置かない。
- ・ヒヤリ・ハット事例の収集を行い、必要に応じて本市と要因分析を行い、必要な対策を講じ、職員間の共有を図る。

- ・母子のいずれかが感染性疾患(麻しん、風しん、インフルエンザ等)に罹患している場合は、産後ケア事業を利用できないことを事前に説明する。

(2) 児を預かる場合の留意点

- ・短時間であっても児のみの状況とならないよう留意する。
- ・児の顔がみえる仰向けに寝かせ、定期的を目視等で呼吸状態を観察する。
なお、乳児用体動センサーについては、異常を早期発見しえた症例報告があるが、急変の早期発見に資するエビデンスを示したものはないことに留意の上、定期的を目視での確認も行う。
- ・別室にて児の預かりを行う場合は、預かっている児の見守りを行う者と、それ以外の産婦や児のケアを行う者との複数体制を実施する。
- ・勤務交代による申し送り等や夜間の人員配置の関係で児の預かりができない時間帯がある場合は、あらかじめ利用者に周知し、その時間は預からない等の対応を講じる。

(3) 緊急時の対応体制

- ・緊急時の対応等も含め、適切な産後ケアを行うことができるよう、医療機関との連携を確保する。
(かかりつけ医、連携医療機関等受診先への連絡・調整。必要に応じて、救急車の要請)
- ・利用者の急変等に備えて、救急対応マニュアルの整備、緊急時の連絡先及びフロー図の作成をする。
- ・ケアに従事する職員に緊急時の対応に備え、救急対応の実技講習等、定期的に研修等を受講する。
- ・AEDの設置もしくは最寄りのAED設置場所の把握を事前に行う。
- ・災害発生時の対応体制や、感染症への対応等についても、日頃から備える。
(事業所所在地のハザードマップ・避難経路・避難先の確認)

・(宿泊型・通所型の事業所のみ)

児童福祉施設等災害時情報共有システムへの登録及び訓練への参加を行う。また、災害時には、兵庫県から児童福祉施設等災害時情報共有システムへの被災状況入力依頼があれば、必ず入力を行う。

2 産後ケア事業実施担当者による虐待等と疑われる事案を確認した場合の対応

産後ケア事業の実施担当者による虐待等と疑われる事案について、当該事業者が虐待と確認した場合、当該事業者は状況を正確に把握するとともに本市に対し、把握した状況等を速やかに報告・相談し、今後の対応を協議する。また、市は、県を通じ、国へも情報提供する。

3 重大事案等発生時の対応

(1) 報告の対象となる事案

報告の対象となる事案		報告様式
重大事案	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡事故 ・意識不明事故(どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの) ・治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故 →速やかに市を通じて県・国へ報告が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・母親のみの事案 「産後ケア事業 事案等発生時報告様式」 ・児も含まれる事案 「教育・保育施設等事故報告書」
その他報告を要する事案	<ul style="list-style-type: none"> ・上記以外の負傷や疾病を伴う事故等が発生した場合 	「産後ケア事業 事案等発生時報告様式」 <input type="checkbox"/> その他に <input checked="" type="checkbox"/>
	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の身体、精神症状が悪化した場合 ・利用者に医療機関受診の必要性がある場合 ・その他、利用に伴うトラブルの発生 等 	口頭で報告した後、 「赤穂市産後ケア事業利用報告書」(「赤穂市産後ケア事業実施要綱」様式第8号)に記入の上、報告

(2) 重大事案等発生時の報告時期

ア 第1報は、原則事案等発生当日(遅くとも事案等発生日の翌日)に行う。

報告先

開庁時間内 (平日8:30~17:15) ※年末年始を除く	赤穂市保健センター 住 所:赤穂市南野中321番地 電話番号:0791-46-8701
開庁時間外	赤穂市役所 住 所:赤穂市加里屋81番地 電話番号:0791-43-3222 1 「産後ケア事業で事故が発生したため、保健センターと連絡を取りたい」と伝える。 2 保健センター職員が折り返し連絡先まで連絡する。

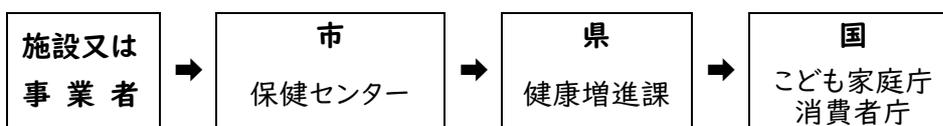
イ 第2報は、原則1か月以内程度に行う。このほか、状況の変化や必要に応じて追加報告を行う。

ウ 報告ルート

令和7年3月21日付けこ成安第44号・6教学第51号

こども家庭庁、文部科学省通知

「教育・保育施設等における事故の報告等について」



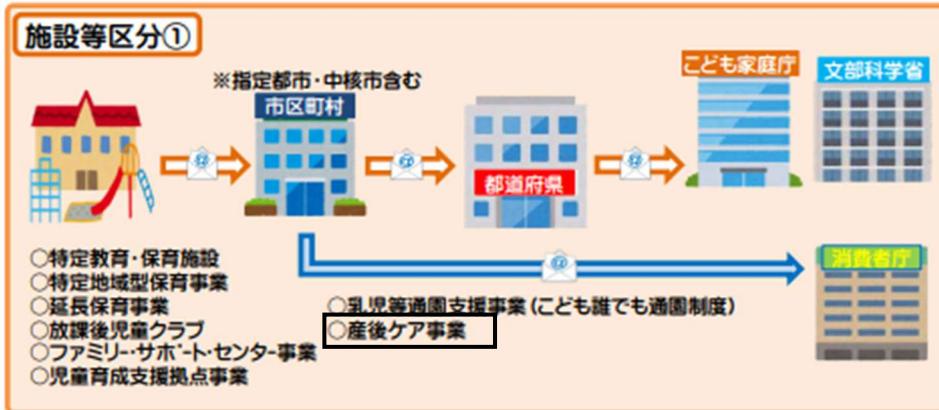
※市から県への報告先

兵庫県保健医療部健康増進課 保健・栄養指導班 電話番号:078-341-7711 (内線 3251)
--

エ 公表等

市は、報告があった事故について、類似事故の再発防止のため、事案に応じて公表

を行うとともに、事故が発生した要因や再発防止策等について、市内の施設・事業者等へ情報提供する。



教育・保育施設等事故報告書

ver.5
(表面)

基本情報							
事故報告回数				施設・事業所名称			
事故報告年月日				施設・事業所所在地			
事故報告自治体 (都道府県・市区町村)				施設・事業所代表者等			
施設・事業所種別				施設・事業所設置者等 (社名・法人名・自治体名等)			
認可・認可外の区分				施設・事業開始年月日 (開設、認可、事業開始等)			

事故に遭ったこどもの情報							
こどもの年齢(月齢) (放課後児童クラブは年齢のみ選択)				こどもの性別			
施設入所年月日 (入園年月日、事業利用開始年月日等)				所属クラス等 (放課後児童クラブはこどもの学年を選択)			
特記事項 (事故と因子関係がある持病、アレルギー、既往症、発育・発達状況等)							

事故発生時の状況								
事故発生年月日					事故発生時間帯			
事故発生場所					事故発生クラス等			
事故発生時のこどもの人数				事故発生時の 教育・保育等従事者数		うち保育教諭・幼稚園教諭・保育士・放 課後児童支援員・助産師等		
事故発生時のこどもの人数 の内訳	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳以上	学童	その他
事故発生時の状況								
事故の誘因								
事故の転帰								
(死亡の場合)死因								
(負傷の場合)受傷部位								
(負傷の場合)負傷状況								
診断名、病状、病院名	診断名							
	病状							
	病院名							
事故の発生状況 (当日登園時からの健康状況、発生後の処置を含めて可能な限り詳細に記載。第1報で可能な範囲で記載し、第2報以降で修正。)								
事故発生後の対応 (報道発表を行う(行った)場合にはその予定(実績)。第2報以降で追記。)								

- ※ 第1報は、本報告書(表面)に記載して報告してください。
- ※ 第1報は、原則事故発生日(遅くとも事故発生日翌日)、第2報は原則1か月以内程度に報告してください。
- ※ 第2報は、記載内容について保護者の了解を得た後に、各自治体へ報告してください。
(兵庫県追記: 集合契約の場合は、事業所→施設所在地市町→県を経由して国に報告を行います。)
- ※ 直近の指導監査の状況報告及び発生時の状況図(写真等を含む)を添付してください。
- ※ 意識不明事故に該当しないものの、意識不明に陥った後に死亡事故や重篤な事故となった場合は、意識不明時の状況も記載してください。
- ※ 「(負傷の場合)負傷状況」欄における「骨折(重篤な障害が疑われるもの)」については、医師の所見等により、骨折に伴う重篤な障害(偽関節、著しい運動障害、著しい変形等)が残ることが疑われる場合に選択してください。
- ※ 産後ケア事業については、「事故発生時の状況」に母の年齢、母子同室の有無を記載すること。また、母親等のみに事故が起こった場合は、「産後ケア事業等発生時報告様式」(「産後ケア事業における重大事案等発生時の報告様式等について(依頼)」(令和7年3月21日付、子ども家庭庁成育局母子保健課事務連絡)別添3)で報告してください。
- ※ 記載欄は適宜広げて記載してください。

教育・保育施設等事故報告書

ver.5
(裏面)

ソフト面			
事故防止マニュアル		具体的内容	
事故防止に関する研修		実施頻度 (回/年)	具体的内容
職員配置		具体的内容	
その他の要因・分析・特記事項			
改善策【必須】			

ハード面			
施設の安全点検		実施頻度 (回/年)	具体的内容
遊具の安全点検		実施頻度 (回/年)	具体的内容
玩具の安全点検		実施頻度 (回/年)	具体的内容
その他の要因・分析・特記事項			
改善策【必須】			

環境面	
教育・保育等の状況	具体的内容
その他の要因・分析・特記事項	
改善策【必須】	

人的面	
対象児の動き	具体的内容
担当職員の動き	具体的内容
他の職員の動き	具体的内容
その他の要因・分析・特記事項	
改善策【必須】	

自治体コメント【必須】
(自治体による事故発生 の 要因分析等を記載してください。施設・事業者は記載しないでください。)

【施設・事業所別の報告先】	
<p>① 特定教育・保育施設(幼稚園、幼稚園型認定こども園を除く。)、特定地域型保育事業、一時預かり事業(幼稚園、幼稚園型認定こども園で実施する場合を除く。)、病児保育事業(幼稚園、幼稚園型認定こども園で実施する場合を除く。)及び認可外保育施設(企業主導型保育施設を含む。)</p> <p>→ ことば家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室指導係(ninkagaihoikushisetsu.shidou@cfa.go.jp)</p> <p>② 幼稚園、幼稚園型認定こども園</p> <p>→ 文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室学校安全係(anzen@mext.go.jp)</p> <p>→ 文部科学省初等中等教育局幼児教育課(youji@mext.go.jp)</p> <p>③ 特別支援学校幼稚部</p> <p>→ 文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室学校安全係(anzen@mext.go.jp)</p> <p>→ 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課(toku-sidou@mext.go.jp)</p>	<p>④ 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)</p> <p>→ ことば家庭庁成育局成育環境課健全育成係(seiikukankyou.kenzen@cfa.go.jp)</p> <p>⑤ 子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ)、子育て世帯訪問支援事業及び児童育成支援拠点事業</p> <p>→ ことば家庭庁成育局成育環境課家庭支援係(seiikukankyou.katei@cfa.go.jp)</p> <p>⑥ 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)</p> <p>→ ことば家庭庁成育局成育環境課子育て支援係(seiikukankyou.kosodate@cfa.go.jp)</p> <p>⑦ 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)</p> <p>→ ことば家庭庁成育局保育政策課地域支援係(hoikuseisaku.newkyuufu@cfa.go.jp)</p> <p>⑧ 産後ケア事業</p> <p>→ ことば家庭庁成育局母子保健課母子保健係(boshihoken.kakari@cfa.go.jp)</p>
【全施設・事業所共通の報告先】	
→ 消費者庁消費者安全課(i.syouhisya.anzen@caa.go.jp)	

※ 【施設・事業所別の報告先】及び【全施設・事業所共通の報告先】ともに報告をお願いします。
 ※ 裏面の記載事項は、大半部分を公表する予定であるため、個人情報(対象児氏名、搬送先病院名等)は記載しないでください。